

県教育委員会では、県立学校が、新型コロナウイルス感染症対策のために、児童生徒に自宅待機を要請することについては、児童生徒に発熱や咳等の健康不良が認められる場合や、感染者の濃厚接触者に特定された場合としています。

しかしながら、この度、県立学校において、保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、生徒の自宅待機を勧めるという事案が発生し、深くお詫び申し上げます。

再発防止のため、別添の通知を全県立学校に発出し、改めて趣旨を徹底いたしました。なお、この通知は、各学校のホームページにも掲載するようにしております。

※リンク「[新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒等への適切な対応について](#)」